

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十五号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後		改正前		
二 削除	事務	<p>第三条（略）</p>	<p>第二条（略）</p> <p>十一の四の二 (1)―(11)（略） (12) 法第三十五条第二項の規定による麻薬小売業者が法第二十九条ただし書の規定により、麻薬処方箋により調剤された麻薬を廃棄したときの届出の受付 (13)―(39)（略）</p>	<p>第二条（略）</p> <p>十一の四の二 (1)―(11)（略） (12) 法第三十五条第二項の規定による麻薬小売業者が法第二十九条ただし書の規定により、麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄したときの届出の受付 (13)―(39)（略）</p>	<p>市町</p>	<p>市町</p>
	市町	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	
	事務	<p>第三条（略）</p>	<p>第二条（略）</p> <p>十一の四の二 (1)―(11)（略） (12) 法第三十五条第二項の規定による麻薬小売業者が法第二十九条ただし書の規定により、麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄したときの届出の受付 (13)―(39)（略）</p>	<p>第二条（略）</p> <p>十一の四の二 (1)―(11)（略） (12) 法第三十五条第二項の規定による麻薬小売業者が法第二十九条ただし書の規定により、麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄したときの届出の受付 (13)―(39)（略）</p>	<p>市町</p>	<p>広島市、呉市及び福山市</p>
	市町	<p>（大麻取締法関係） 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第五条第一項の規定による大麻取扱者の免許</p> <p>(2) 法第十条第一項の規定による大麻取扱者の免許の取消し</p> <p>(3) 法第十条第二項の規定による大麻取扱者の死亡等の届出の受付</p> <p>(4) 法第十条第五項の規定による大麻取扱者名簿の登録事項</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> (5) 法第十条第六項の規定による大麻取扱者免許証の再交付 (6) 法第十四条の規定による大麻持出しの許可 (7) 法第十五条の規定による大麻栽培者からの報告の受付 (8) 法第十七条の規定による大麻研究者からの報告の受付 	

附 則

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）附則第一条本文に規定する政令で定める日から施行する。